

平成 16 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 日 伝
代 表 者 の
役 職 名 取締役社長 西 木 利 彦
(登録銘柄 コード番号 9902)
問 合 せ 先 常務取締役
総務本部長 西 木 利 博
電 話 番 号 (06)6746-5700

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 16 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 500,000 株
- (2) 処 分 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により下記(3)処分方法に記載の売出価格決定日に決定する。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、野村証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社及びUFJつばさ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格決定日（平成 16 年 11 月 16 日（火）から平成 16 年 11 月 19 日（金）までの間のいずれかの日。以下「売出価格決定日」という。）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とする。
- (4) 申 込 期 間 平成 16 年 11 月 22 日（月）から平成 16 年 11 月 25 日（木）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 11 月 17 日（水）から平成 16 年 11 月 19 日（金）までとなる。
- (5) 払 込 期 日 平成 16 年 11 月 25 日（木）から平成 16 年 11 月 30 日（火）までの間のいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 11 月 25 日（木）となる。
- (6) 受 渡 期 日 平成 16 年 11 月 26 日（金）から平成 16 年 12 月 1 日（水）までの間のいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 11 月 26 日（金）となる。なお、受

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

渡期日は払込期日の翌営業日とする。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 処分価額、売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 本売出しについては、平成16年11月9日に証券取引法による有価証券通知書を提出する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 75,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 野村証券株式会社 75,000株
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とし、売出価格決定日に決定する）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が75,000株を上限として当社株主から借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 本売出しについては、平成16年11月9日に証券取引法による有価証券通知書を提出する。

3. 第三者割当による自己株式処分（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 75,000株
- (2) 処 分 価 額 処分価額は引受人の買取引受による売出しにおける処分価額と同一とし、売出価格決定日に決定する。
- (3) 割当先及び割当株式数 野村証券株式会社 75,000株
- (4) 申 込 期 日 平成16年12月21日（火）から平成16年12月28日（火）までの間のいずれかの日。ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後とする。
- (5) 払 込 期 日 平成16年12月21日（火）から平成16年12月28日（火）までの間のいずれかの日。ただし、上記(4)申込期間に記載の申込期日と同日とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成16年12月22日（水）から平成16年12月29日（水）までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)払込期日に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(4)申込期日に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (9) 処分価額、その他本第三者割当による自己株式処分に関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 売出しの目的

今般、上記自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）を実施することといたしました。これは設備資金に充当するため（「4. 自己株式の処分による手取金の使途」をご参照ください。）、また当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の株式売出しにおきましては、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、上記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しとは別に、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年11月9日（火）開催の当社取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の自己株式処分（以下「第三者割当による自己株式処分」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後を払込期日（以下「第三者割当による自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当による自己株式処分の払込期日の5営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（当社普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場された場合は当該取引所）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は第三者割当による自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株数がその限度で減少し、又は第三者割当による自己株式処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数（平成16年10月31日現在）	1,007,548株
処分株式数	575,000株（注）
処分後の自己株式数	432,548株（注）

（注）上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」の処分株式数に加え、「3. 第三者割当による自己株式処分」の割当株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

今回の自己株式の処分にかかる手取概算額 1,046,000 千円については、本売出しによる自己株式処分と同日付をもって決議された第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限 156,500 千円と合わせ、手取概算額上限 1,202,500 千円について、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

平成 16 年 10 月末現在計画しております設備投資につきましては、以下の通りとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
本社 (大阪府東大阪市)	新基幹系システムの構築	1,500	—	自己資金及び 自己株式処分 資金	平成 16 年 8 月	平成 19 年 3 月	業務の合理 化
京都支店 (京都市伏見区)	建物新築	53	45	自己資金	平成 16 年 8 月	平成 16 年 12 月	設備更新
合計	—	1,553	45	—	—	—	—

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。